

第22期第19回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年7月20日（木） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 漁業権漁場内における土砂及び岩石採取の許可方針の一部改正について
(協議) 資料1

(2) 小型いかつり漁業許可方針の一部改正について (協議)
資料2

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について
(協議) 資料3

(4) その他

漁業権漁場内における土砂及び岩石採取の許可方針(案)

1 目的

沿岸漁場及び水産資源を保護し、あわせて土砂及び岩石採取又は岩礁破碎の秩序の確立を期することを目的として、漁業調整規則に定めるもののほか次により処理する。

2 海域の区分

土砂及び岩石採取又は岩礁破碎許可の対象となる海域を、筑前海区、有明海区及び豊前海区に区分し筑前海区については、更に次のとおり地区毎に区分する。

(1) 糸島地区

筑共第1号、筑共第2号、筑共第4号及び筑共第3号共同漁業権漁場のうち福岡市漁協西浦支所及び唐泊支所の管理区域を除いた海域

(2) 福岡、粕屋地区

筑共第5号、筑共第6号、筑共第7号、筑共第8号、筑共第9号、筑共第10号、筑共第11号及び筑共第3号共同漁業権漁場のうち糸島漁協野北支所の管理区域を除いた海域

(3) 宗像地区

筑共第12号及び筑共第13号共同漁業権漁場の海域

(4) 遠賀地区

筑共第14号及び筑共第15号共同漁業権漁場の海域

(5) 北九州地区

筑共第16号、筑共第17号、筑共第18号、筑共第19号、筑共第20号及び筑共第21号共同漁業権漁場の海域

3 許可についての適格性

許可について適格性を有する者は、土砂及び岩石の採取事業を営む者若しくは岩礁破碎を必要とする事業を営む者であって、暴力団排除条例第2条第1項第3号に該当しない者(法人にあっては、その役員を対象とする。)とする。ただし、土砂及び岩石採取にあっては、船舶を使用して土砂及び岩石を採取し、同一船舶でもって、運搬する場合は、内航海運業法第3条による内航海運業の登録を受けた者若しくは届出をした者又は同法第25条の4第1項(自家用船舶)による届出をした船舶を使用することを条件とする。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、6ヶ月以内(岩礁破碎にあっては、12ヶ月以内)とし、同一の地区については、同一の期日に満了するように定めるものとする。

5 許可隻数の制限

【土砂及び岩石採取】

筑前海区における地区毎の許可隻数は、原則として前回の隻数以内とする。

【岩礁破碎】

制限は設けないこととする。ただし、申請件数の増加等により、漁場環境への影響が懸念される場合は、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで、制限することがある。

6 許可をしない場合

【土砂及び岩石採取】

申請の対象となる区域が、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

(1) 水産資源保護法第18条に基づいて指定された保護水面の区域

(2) 人工的に設置した魚礁の区域及びその周囲1,000m以内の区域

- (3) 県が指定する漁業操業上重要な天然礁の区域（別紙）
- (4) その他、土砂及び岩石の採取が漁業振興施策に、重大な支障を与えるおそれのある区域

【岩礁破碎】

申請の対象となる区域が、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

- (1) 水産資源保護法第18条に基づいて指定された保護水面の区域
- (2) 人工的に設置した魚礁の区域
- (3) その他、岩礁破碎が漁業振興施策に、重大な支障を与えるおそれのある区域

7 許可の条件

【土砂及び岩石採取】

必要に応じ、次の許可の条件を付するものとする。

- (1) 採取量の上限設定
- (2) 夜間採取の禁止
- (3) 許可番号の表示
- (4) 許可証等の携帯義務
- (5) 採取実績の報告
- (6) 使用船舶の指定

【岩礁破碎】

必要に応じ、次の許可の条件を付するものとする。

- (1) 許可番号の表示
- (2) 許可証の携帯義務
- (3) 破碎実績の報告
- (4) その他必要となるべき事項

8 許可証の書換え交付

【土砂及び岩石採取】

- (1) 許可を受けた者は許可証の記載事項のうち使用船舶を変更しようとするときは、別記様式第1号による申請書を提出して許可を受けなければならない。
- (2) 使用船舶の変更は、当該船舶が土砂及び岩石採取運搬業を廃業した場合に限るものとする。

【岩礁破碎】

- (1) 許可を受けた者は許可証の記載事項のうち使用船舶を変更しようとするときは、別記様式第1号による申請書を提出して許可を受けなければならない。

9 申請書添付書類

【土砂及び岩石採取】

関係漁業権者の同意書のほか添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 採取区域図
- (2) 採取契約書の写し
- (3) 採取区域を管理する漁業協同組合の土砂及び岩石採取に関する総会の議事録抄本及び理事会の議事録抄本（別記事項について審議した結果を記載したもの）
- (4) 漁業権者たる漁業協同組合の土砂及び岩石採取に関する総会の議事録抄本又は理事会の議事録抄本
- (5) 採取区域を管理する漁業協同組合の所在する市町村長の当該漁場に関する意見書
- (6) 事業計画書
- (7) 住民票（個人の場合）

(8) 定款（法人の場合）

必要に応じ以下の次の書類を添付させるものとする。

- (9) 土砂及び岩石採取に関する地区協議会又は関係組合長会の議事録抄本（有明海区は除く。）
- (10) 申請者の土砂又は岩石採取事業に関する経歴書
- (11) 内航海運業の登録済若しくは届出済であることを証する書類又は自家用船舶届出済証の写し
- (12) 船舶検査証書の写し
- (13) その他必要と認められる書類

【岩礁破碎】

関係漁業権者の同意書のほか添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩礁破碎区域図
- (2) 岩礁破碎計画書（期間、位置、規模等）
- (3) 共有の漁業権の場合
岩礁破碎区域を管理する漁業権管理委員会の同意書
単有の漁業権の場合
岩礁破碎区域を管理する漁業協同組合の同意書
- (4) 住民票（個人の場合）
定款（法人の場合）

必要に応じ以下の次の書類を添付させるものとする。

- (5) 作業船及び運搬船名簿（各船舶検査証書の写し）
- (6) その他必要と認められる書類

10 採取状況の報告

【土砂及び岩石採取】

- (1) 許可を受けた者は、毎月10日までに別記様式第2号による前月の土砂・岩石採取実績報告書を提出しなければならない。
- (2) 土砂及び岩石採取に同意した漁業協同組合は、採取終了後、別記様式第3号による土砂・岩石採取状況報告書を提出しなければならない。

【岩礁破碎】

- (1) 許可を受けた者は、岩礁破碎事業終了後速やかに別記様式第2-2号による岩礁破碎実績報告書を提出しなければならない。

11 違反者に対する処置

本方針に定められた事項に違反して、土砂及び岩石を採取した者若しくは岩礁破碎をした者に対しては嚴重な処置をとるものとする。

附 則

- 1 この許可方針は、昭和50年度7月1日から施行する。
- 2 昭和43年3月1日制定の筑前海区における土砂採取許可方針は廃止する。
- 3 この方針の適用前にした行為に対する処分については、従前の例による。
- 4 筑前海区宗像地区における斉藤海運株式会社所属第3新英丸（船舶番号第111498号）の採取については、当分の間許可隻数の制限外として取扱うものとする。

附 則

この許可方針は、昭和54年6月1日から適用する。

附 則

この許可方針は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この許可方針は、平成11年3月23日から適用する。

2 6の(2)、(3)、(4)については、平成12年7月1日以降の許可に適用する。

附 則

この許可方針は、令和4年1月11日から適用する。

附 則

この許可方針は、令和5年 月 日から適用する。

1 様式第1号

岩礁破碎等許可証書書換交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名

下記により、岩礁破碎等許可証の書換え（使用船舶の変更）交付を受けたいので申請します。

記

- 1 許可番号 第 号
- 2 許可年月日
- 3 書換えようとする事項
 - (1) 現在の許可証記載内容
 - (2) 書換えようとする内容
 - (3) 書換えを必要とする理由
 - (4) その他参考事項

2 採取区域を管理する漁業協同組合の審議事項（9（3）別記事項）

- (1) 採取区域
- (2) 採取期間
- (3) 水産資源及び漁業に及ぼす影響
- (4) 採取量
- (5) 補償金の額及びその用途
- (6) 採取業者
- (7) 採取船の隻数
- (8) 1日当たりの採取船の隻数
- (9) 採取期間中の採取停止の問題
- (10) その他必要な事項

3 様式第2号

土砂・岩石採取実績報告書（ 年 月 日分）

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名

許可番号	船名	採取場所	稼働回数	採取量	備考
計					

(注)

- 1 採取場所は許可区域毎に記入すること。
- 2 備考欄には補償金の支払い状況を記入すること。

岩礁破碎実績報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名

許可番号	船名	破碎場所	破碎の期間	破碎量 (m ³)	備考
計					

(注)

- 1 破碎場所は許可区域毎に記入すること。
- 2 備考欄には補償金の支払い状況を記入すること。

土砂・岩石採取状況報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

漁業協同組合

下記のとおり、地先共同漁業権内における土砂・岩石採取状況を報告します。

記

- 1 採取の期間 月 日から 月 日まで
- 2 採取場所
- 3 採取量
- 4 補償金の額
- 5 採取業者名
- 6 漁業上の問題について
- 7 その他

漁業権漁場外における土砂及び岩石採取の取扱方針

漁業権漁場外における土砂及び岩石採取に関する農林水産部の取扱方針を以下のとおり定める。県土整備部港湾課長から土砂採取計画に関する協議があった場合は、この方針によるものとする。

1 目的

沿岸漁場及び水産資源を保護し、あわせて土砂及び岩石採取秩序の確立を期することを目的とする。

2 協議に対する検討基準

(1) 採取の適格性

採取の適格性を有する者は、土砂及び岩石の採取事業を営む者とする。

ただし、船舶を使用して土砂及び岩石を採取し、同一船舶でもって、運搬する場合は、内航海運業法第3条による内航海運業の登録を受けた者若しくは届出をした者又は同法第25条の4第1項（自家用船舶）による届出をした船舶を使用することを条件とする。

(2) 採取船の隻数制限

採取船の隻数は、原則として前回の隻数以内とする。

(3) 採取量の制限

採取量は、原則として前回の採取量以内とする。

(4) 採取区域

次の各号のいずれにも該当しない区域とする。

- 1) 水産資源保護法第18条に基づいて指定された保護水面の区域
- 2) 人工的に設置した魚礁の区域及びその周囲1,000m以内の区域
- 3) 県が指定する漁業操業上重要な天然礁の区域(別紙)
- 4) その他、土砂及び岩石の採取が漁業振興施策に、重大な支障を与えるおそれのある区域

(5) その他

前号に定めるものの他、採取が漁業操業上支障を及ぼさないこと。

3 海区漁業調整委員会との協議

港湾課長から土砂採取に関する協議があった場合は、海区漁業調整委員会と協議する。

附 則

- 1 この取扱方針は、平成11年3月23日から施行する。
- 2 2(4)の1)~3)については、平成12年7月1日以降の採取に適用する。

附 則

この取扱方針は、令和4年1月11日から施行する。

漁業権漁場内における土砂採取及び岩石採取の許可方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>1 目的 沿岸漁場及び水産資源を保護し、あわせて土砂及び岩石採取又は岩礁破砕の秩序の確立を期することを目的として、漁業調整規則に定めるもののほか次により処理する。</p> <p>2 海域の区分 土砂及び岩石採取又は岩礁破砕許可の対象となる海域を、筑前海区、有明海区及び豊前海区に区分し筑前海区については、更に次のとおり地区毎に区分する。 (1)～(5) 略</p> <p>3 許可についての適格性 許可について適格性を有する者は、土砂及び岩石の採取事業を営む者若しくは岩礁破砕を必要とする事業を営む者であつて、暴力団排除条例第2条第1項第3号に該当しない者(法人にあつては、その役員を対象とする。)とする。ただし、土砂及び岩石採取にあつては、船舶を使用して土砂及び岩石を採取し、同一船舶でもつて、運搬する場合は、内航海運業法第3条による内航海運業の登録を受けた者若しくは届出をした者又は同法第25条の4第1項(自家用船舶)による届出をした船舶を使用することを条件とする。</p> <p>4 許可の有効期間 許可の有効期間は、6ヶ月以内(岩礁破砕にあつては、12ヶ月以内)とし、同一の地区については、同一の期日に満了するように定めるものとする。</p> <p>5 許可隻数の制限 【土砂及び岩石採取】 筑前海区における地区毎の許可隻数は、原則として前回の隻数以内とする。 【岩礁破砕】 制限は設けないこととする。ただし、申請件数の増加等により、漁場環境への影響が懸念される場合は、筑前海区漁業調整委員会の意</p>	<p>1 目的 沿岸漁場及び水産資源を保護し、あわせて土砂及び岩石採取の秩序の確立を期することを目的として、漁業調整規則に定めるもののほか次により処理する。</p> <p>2 海域の区分 採取許可の対象となる海域を、筑前海区、有明海区及び豊前海区に区分し筑前海区については、更に次のとおり地区毎に区分する。 (1)～(5) 略</p> <p>3 許可についての適格性 許可について適格性を有する者は、土砂及び岩石の採取事業を営む者とする。ただし、船舶を使用して土砂及び岩石を採取し、同一船舶でもつて、運搬する場合は、内航海運業法第3条による内航海運業の登録を受けた者若しくは届出をした者又は同法第25条の4第1項(自家用船舶)による届出をした船舶を使用することを条件とする。</p> <p>4 許可の有効期間 許可の有効期間は、6ヶ月以内とし、同一の地区については、同一の期日に満了するように定めるものとする。</p> <p>5 許可隻数の制限 筑前海区における地区毎の許可隻数は、原則として前回の隻数以内とする。</p>

見を聴いたうえで、制限することがある。

6 許可をしない場合

【土砂及び岩石採取】

申請の対象となる区域が、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

- (1) 水産資源保護法第18条に基づいて指定された保護水面の区域
- (2) 人工的に設置した魚礁の区域及びその周囲1,000m以内の区域
- (3) 県が指定する漁業操業上重要な天然礁の区域 (別紙)
- (4) その他、土砂及び岩石の採取が漁業振興施策に、重大な支障を与えるおそれのある区域

【岩礁破砕】

申請の対象となる区域が、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

- (1) 水産資源保護法第18条に基づいて指定された保護水面の区域
- (2) 人工的に設置した魚礁の区域
- (3) その他、岩礁破砕が漁業振興施策に、重大な支障を与えるおそれのある区域

7 許可の条件

【土砂及び岩石採取】

必要に応じ、次の許可の条件を付するものとする。

- (1) 採取量の上限設定
- (2) 夜間採取の禁止
- (3) 許可番号の表示
- (4) 許可証等の携帯義務
- (5) 採取実績の報告
- (6) 使用船舶の指定

【岩礁破砕】

必要に応じ、次の許可の条件を付するものとする。

- (1) 許可番号の表示
- (2) 許可証の携帯義務
- (3) 破砕実績の報告
- (4) その他必要となるべき事項

6 許可をしない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

- (1) 土砂及び岩石採取に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者
- (2) 水産資源保護法第18条に基づいて指定された保護水面の区域
- (3) 人工的に設置した魚礁の区域及びその周囲1,000m以内の区域
- (4) 県が指定する漁業操業上重要な天然礁の区域 (別紙)
- (5) その他、土砂及び岩石の採取が漁業振興施策に、重大な支障を与えるおそれのある区域

7 許可の条件

必要に応じ、次の許可の条件を付するものとする。

- (1) 採取量の上限設定
- (2) 夜間採取の禁止
- (3) 許可番号の表示
- (4) 許可証等の携帯義務
- (5) 採取実績の報告
- (6) 使用船舶の指定

8 許可証の書換え交付

- (1) 許可を受けた者は許可証の記載事項のうち使用船舶を変更しよう

とすときは、別記様式第1号による申請書を提出して許可を受けなければならぬ。

(2) 使用船舶の変更は、当該船舶が土砂及び岩石採取運搬業を廃業した場
場に
限るものとする。

【岩礁破砕】

(1) 許可を受けた者は許可証の記載事項のうち使用船舶を変更しよう
とすときは、別記様式第1号による申請書を提出して許可を受けな
ければならぬ。

9 申請書添付書類

【土砂及び岩石採取】

関係漁業権者の同意書のほか添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 採取区域図
- (2) 採取契約書の写し
- (3) 採取区域を管理する漁業協同組合の土砂及び岩石採取に関する総
会の議事録抄本及び理事会の議事録抄本(別記事項について審議した
結果を記載したもの)
- (4) 漁業権者たる漁業協同組合の土砂及び岩石採取に関する総会の議
事録抄本又は理事会の議事録抄本
- (5) 採取区域を管理する漁業協同組合の所在する市町村長の当該漁場
に関する意見書
- (6) 事業計画書
- (7) 住民票 (個人の場合)
- (8) 定款 (法人の場合)
- (9) 土砂及び岩石採取に関する地区協議会又は関係組合長会の議事録
抄本 (有明海区は除く。)
- (10) 申請者の土砂又は岩石採取事業に関する経歴書
- (11) 内航海運業の登録済若しくは届出済であることを証する書類又は
自家用船舶届出済証の写し
- (12) 船舶検査証書の写し
- (13) その他必要と認められる書類

【岩礁破砕】

関係漁業権者の同意書のほか添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩礁破砕区域図
- (2) 岩礁破砕計画書 (期間、位置、規模等)
- (3) 共有の漁業権の場合

岩礁破砕区域を管理する漁業権管理委員会の同意書

とすときは、別記様式第1号による申請書を提出して許可を受けな
ければならぬ。

(2) 使用船舶の変更は、当該船舶が土砂及び岩石採取運搬業を廃業した
場
場に
限るものとする。

9 申請書添付書類

関係漁業権者の同意書のほか添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 採取区域図 (日本産業規格 A4 による)
- (2) 採取契約書の写し
- (3) 採取区域を管理する漁業協同組合の土砂及び岩石採取に関する総
会の議事録抄本及び理事会の議事録抄本(別記事項について審議した
結果を記載したもの)
- (4) 漁業権者たる漁業協同組合の土砂及び岩石採取に関する総会の議
事録抄本又は理事会の議事録抄本
- (5) 採取区域を管理する漁業協同組合の所在する市町村長の当該漁場
に関する意見書
- (6) 事業計画書
- (7) 住民票 (個人の場合)
- (8) 定款 (法人の場合)
- (9) 土砂及び岩石採取に関する地区協議会又は関係組合長会の議事録
抄本 (有明海区は除く。)
- (10) 申請者の土砂又は岩石採取事業に関する経歴書
- (11) 内航海運業の登録済若しくは届出済であることを証する書類又は
自家用船舶届出済証の写し
- (12) 船舶検査証書の写し
- (13) その他必要と認められる書類

単有の漁業権の場合

岩礁破砕区域を管理する漁業協同組合の同意書

(4) 住民票 (個人の場合)

定款 (法人の場合)

必要に応じ以下の次の書類を添付させるものとする。

(5) 作業船及び運搬船名簿 (各船舶検査証書の写し)

(6) その他必要と認められる書類

10 採取状況の報告

【土砂及び岩石採取】

(1) 許可を受けた者は、毎月10日までに別記様式第2号による前月の土砂・岩石採取実績報告書を提出しなければならない。

(2) 土砂及び岩石採取に同意した漁業協同組合は、採取終了後、別記様式第3号による土砂・岩石採取状況報告書を提出しなければならない。

【岩礁破砕】

(1) 許可を受けた者は、岩礁破砕事業終了後速やかに別記様式第2-2号による岩礁破砕実績報告書を提出しなければならない。

11 違反者に対する処置

本方針に定められた事項に違反して、土砂及び岩石を採取した者若しくは岩礁破砕をした者に対しては厳重な処置をとるものとする。

附 則

この許可方針は、昭和54年6月1日から適用する。

附 則

この許可方針は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

1 この許可方針は、平成11年3月23日から適用する。

2 6の(2)、(3)、(4)については、平成12年7月1日以降の許可に適用する。

附 則

この許可方針は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この許可方針は、令和5年 月 日から適用する。

1～3 (略)

10 採取状況の報告

(1) 許可を受けた者は、毎月10日までに別記様式第2号による前月の土砂・岩石採取実績報告書を提出しなければならない。

(2) 土砂及び岩石採取に同意した漁業協同組合は、採取終了後、別記様式第3号による土砂・岩石採取状況報告書を提出しなければならない。

11 違反者に対する処置

本方針に定められた事項に違反して、土砂及び岩石を採取した者に対しては厳重な処置をとるものとする。

附 則

この許可方針は、昭和54年6月1日から適用する。

附 則

この許可方針は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

1 この許可方針は、平成11年3月23日から適用する。
2 6の(2)、(3)、(4)については、平成12年7月1日以降の許可に適用する。

附 則

この許可方針は、令和4年1月1日から適用する。

1～3 (略)

4 様式第2-2号

4 (新設)

岩礁破碎実績報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名

許可番号	船名	破碎場所	破碎の期間	破碎量 (m^3)	備考
計					

- 1 採取場所は許可区域毎に記入すること。
- 2 備考欄には補償金の支払い状況を記入すること。

5 様式第3号 (略)

4 様式第3号 (略)

以下、略

以下、略

小型いかつり漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		141 149	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

(2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の(ア)から(エ)までを順次に結んだ直線より南側の区域。

(ア) 古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

(イ) アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

(ウ) イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

結ぶ線との交点

(エ) 臼島灯標

- イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）
- ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）
- エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）
- オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）
- カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。
（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

(2) 電気設備の制限

- ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。

フクイカ ○○○○ (許可番号)

地 の 色：黄 色
文字及び数字：黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。
なお、その太さは2センチメートル以上とする。

4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）

- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

附 則

この許可方針は令和5年 月 から施行する。

（許可枠の変更）

別紙様式 2

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について

新日韓漁業協定（平成11年1月発効）では相互入漁が原則となっていますが、我が国EEZ内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成20年に日韓両国間の民間協定であるEEZ内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国のEEZ内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

<p>提案議題（<u>要望事項</u>・協議事項・照会）</p> <p>大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</p>
<p>内容</p> <p>本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。</p> <p>沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場ではありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。</p> <p>さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。</p> <p>上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

国において示された新しい資源管理の推進に向けたロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、漁獲可能量による管理を基本としておこなうこととされております。

本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、無理に資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされることで経営がなりたたなくなるのではといった不安の声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組みさせるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

国において示された新しい資源管理の推進に向けたロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、漁獲可能量による管理を基本としておこなうこととされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、無理に十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安の声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 TAC 管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的な方針を示した上で、関係者の理解を得ること。